

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、人と動物のふれあい拠点施設（仮称）整備事業を特定事業として選定したので、法第8条1項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

平成22年3月5日

新潟県知事 泉田裕彦

特定事業の選定について

1 事業名称

人と動物のふれあい拠点施設（仮称）整備事業

2 事業概要

(1) 事業の目的

新潟県（以下、「県」という。）では、動物愛護や適正飼育のさらなる啓発に取り組むために、教育機能、動物愛護機能、適正飼育推進機能を備えた県民参加型の「人と動物のふれあい拠点施設（仮称）」（以下、「本施設」という。）の整備を図る。

整備にあたっては、設計、建設及び維持管理を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫の発揮によって公共サービスの質の向上と財政負担の縮減を期待する。

(2) 施設整備概要

所在地	新潟県長岡市関原町1丁目（新潟県立歴史博物館前地）
敷地面積	7,346.21 m ²
建物規模	1,415.12 m ² 以下

(3) 事業概要

事業方式	BTO方式
事業形態	サービス購入型
事業期間	事業契約締結日の翌日～平成44年3月末日 設計・建設期間：平成22年10月～平成24年3月末日 維持管理期間：平成24年4月～平成44年3月末日
事業範囲	①設計に関する業務 ア. 事前調査業務 イ. 各種申請及び関連業務 ウ. 設計業務 ②建設に関する業務 ア. 建設業務 イ. 工事監理業務 ウ. 備品設置業務 ③施設の所有権移転業務 ④維持管理業務 ア. 建物・建築設備保守管理業務 イ. 外構・植栽保守管理業務 ウ. 備品保守管理業務 エ. 清掃・環境衛生管理業務 オ. 警備業務 カ. 修繕業務 キ. 動物飼育管理業務 ク. 犬ねこ運搬業務

(4) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

① 県が支払うサービス購入料

ア 設計・建設の対価

県は本施設の設計・建設に関する業務の対価について、県への所有権移転後、事業期間終了までの間、P F I 法第 1 0 条第 1 項に基づいて県と選定事業者の間で締結する特定事業契約（以下、「事業契約」という。）に定める額を割賦方式により支払う。

イ 維持管理の対価

県は維持管理に関する業務の対価について、県への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を支払う。

② 飲食・物販業務に係る収入

選定事業者の提案による飲食・物販業務に係る収入は、直接、選定事業者の収入となる。

3 県が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

(1) 概要

① 選定の基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた県の財政負担額の軽減を期待できること、又は県の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービス水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

② 定量的な評価

県の財政負担見込額の算定にあたっては、特定事業を実施する選定事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することで評価を行った。

③ 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) コスト算出による定量的評価

① 算出にあたっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の県の財政負担額とPFI方式により実施する場合の県の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	県が自ら実施する場合	P F I 事業として実施する場合
事業方式	—	B T O 方式
算定対象経費の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 設計費 ② 建設、工事監理費 ③ 維持管理費 ④ 県債支払い利息 等 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス購入料（設計費、建設・工事監理費、維持管理費、市中銀行借入利息等） ② アドバイザー費
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査・設計・建設期間：約 18 ヶ月 ○ 運営・維持管理期間：20 年間 ○ 施設規模：延床面積 約 1,415.25 m² ○ 物価変動は見込まない ○ 割引率：4% 	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般財源 25% ② 起債 73% ③ 補助金 2% ○ 起債：元金均等、2年据置、償還期間 20年 	<ul style="list-style-type: none"> ① 自己資本 3% ② 市中銀行借入 97% ○ 市中銀行借入：元利均等、償還期間 20年 ○ 借入利率：ベース金利は LIBOR スワップレート 20年物を参考に設定
施設整備に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 類似公共施設の実績に基づき設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が実施する場合に比べて、一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定の割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 類似施設、民間事業者からの参考見積等に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が実施する場合に比べて、一括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫により一定の割合の縮減が実現するものとして設定

② 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施した場合の県の財政負担額とPFI方式により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたって年度別に算出し、現在価値換算額で比較すると次の表のとおりとなる。ここでは、県が直接実施する場合の財政負担額を100とする指標により比較する。

県が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
100	95.8 (4.2%の縮減)

(3) リスク調整（民間事業者に移転されるリスク）

本事業においては、従来、県の責任で行っていたリスクのうち、資金調達リスク、設計・建設に関するリスク、維持管理に関するリスク等を選定事業者の責任に移転する。これらのリスクについては、客観的な根拠に基づく定量化が困難なため、今回の積算には考慮に入れないこととした。

(4) PFI方式により実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施した場合、定量的な効果である県の財政負担額の軽減に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

① 機能的な施設整備及び効率的な維持管理の実施

PFI方式では、設計、建設、維持管理までを一括して選定事業者が発注するため、選定事業者の有するノウハウや創意工夫が施設全体に盛り込まれることから、機能的な施設整備及び効率的な維持管理が期待できる。

② リスク分担の明確化による効果

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を県及び選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の効率的な遂行や安定した事業実施の確保が期待できる。

③ 財政支出の平準化

県が自ら実施した場合、短期間に県の予算に初期投資費用を計上することになるのに対し、PFI方式で実施する場合、サービスの対価として毎年一定額を支払うこととなることから、県の財政支出の平準化が可能となる。

④ 総合的評価

本事業は、PFI方式によって実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において4.2%程度の県の財政負担額の軽減が見込まれる。また、機能的な施設整備、効率的な維持管理、及び財政支出の平準化等の定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。